

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
の一部改正案の新旧対照表

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p>	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p>
<p>目次 （略）</p>	<p>目次 （略）</p>
<p>第 1～第 3 （略）</p>	<p>第 1～第 3 （略）</p>
<p>第 4 各論 第 4-1 （略）</p>	<p>第 4 各論 第 4-1 （略）</p>
<p>第 4-2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4-2-1) 委託の取扱い</p>	<p>第 4-2 特定個人情報の安全管理措置等 第 4-2-1) 委託の取扱い</p>
<p>（関係条文） （略）</p>	<p>（関係条文） （略）</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 再委託（番号法第10条、第11条） A （略）</p>	<p>2 再委託（番号法第10条、第11条） A （略）</p>

改正案	現行
<p>B 再委託の効果（第10条第2項）</p> <p>再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号利用事務等を行うことができるほか、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>このように、行政機関等又は地方公共団体等が許諾を与えることが個人番号利用事務等の再委託の要件とされていることから、行政機関等及び地方公共団体等は、<u>委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。</u></p> <p>* （略）</p> <p>* <u>「委託を受けた者」が、番号法第10条の規定に違反して、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等を再委託した場合、「委託を受けた者」は同法第19条（提供制限）にも違反することとなり、当該再委託を受けた者も同法第15条（提供の求めの制限）及び第20条（収集・保管制限）に違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある。</u></p>	<p>B 再委託の効果（第10条第2項）</p> <p>再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号利用事務等を行うことができるほか、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。</p> <p>このように、行政機関等又は地方公共団体等が許諾を与えることが個人番号利用事務等の再委託の要件とされていることから、行政機関等及び地方公共団体等は、<u>委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。</u></p> <p>* （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p>C (略)</p> <p>第4-2-(2) (略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="165 675 1111 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文) (略)</p> </div>	<p>C (略)</p> <p>第4-2-(2) (略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="1137 675 2083 770" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(関係条文) (略)</p> </div>
<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) 何人も、<u>番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。</u></p> <p>A (略)</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第16号まで) 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりである。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条) 何人も、<u>番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を「提供」してはならない。</u></p> <p>A (略)</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合 (番号法第19条第1号から第16号まで) 特定個人情報を提供できる場合として、番号法第19条各号が定めているもののうち行政機関等及び地方公共団体等が関わるものは、次のとおりである。</p>

改正案	現行
<p>a～d (略)</p> <p>e 委託、合併に伴う提供 (第5号) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由(市町村合併や機関の統廃合等)による事務の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p><u>* 個人番号利用事務等の委託を受けた者が、番号法第10条の規定に違反して、最初に当該個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ずにその事務を再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反することとなる。</u></p> <p>f (略)</p> <p>g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (第7号、第8号、番号法施行令 <u>第20条</u>、番号法第十九条第八号規則) (略)</p> <p>h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供 (第9号、番号法施行令 <u>第21条</u>、<u>第22条</u>)</p>	<p>a～d (略)</p> <p>e 委託、合併に伴う提供 (第5号) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由(市町村合併や機関の統廃合等)による事務の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>f (略)</p> <p>g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供 (第7号、第8号、番号法施行令 <u>第21条</u>、番号法第十九条第八号規則) (略)</p> <p>h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供 (第9号、番号法施行令 <u>第22条</u>、<u>第23条</u>)</p>

改正案	現行
<p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第48条第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）若しくは第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）の規定その他番号法施行令で定める同法又は国税に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令 第21条 で定められており、地方税法第48条第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）及び主務省令で定める規定である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令 第22条 で定められており、①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提</p>	<p>「地方税法」（昭和25年法律第226号）第46条第4項若しくは第5項（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）、第48条第7項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の58（道府県知事の通知義務）、第317条（市町村による所得の計算の通知）若しくは第325条（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）の規定その他番号法施行令で定める同法又は国税に関する法律の規定により、国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に国税に関する特定個人情報を提供する場合又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、その特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を講じているときは、それぞれ特定個人情報を提供することができる。</p> <p>なお、「その他番号法施行令で定める同法の規定」は、番号法施行令 第22条 で定められており、地方税法第48条第2項（個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例）、第72条の59（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）、第294条第3項（市町村民税の納税義務者等）及び主務省令で定める規定である。</p> <p>「特定個人情報の安全を確保するために必要な措置」は、番号法施行令 第23条 で定められており、①特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目その他主務省令で定める事項を記録し、並びにその記録を7年間保存すること、②提</p>

改正案	現行
<p>供する特定個人情報^が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* （略）</p> <p>i・j （略）</p> <p>k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第14号、番号法施行令第25条、同施行令別表）</p> <p>①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第25条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4</p>	<p>供する特定個人情報^が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認すること並びに③これらのほか特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）で定める措置をいう。</p> <p>* （略）</p> <p>i・j （略）</p> <p>k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第14号、番号法施行令第26条、同施行令別表）</p> <p>①各議院の審査、調査の手続、②訴訟手続その他の裁判所における手続、③裁判の執行、④刑事事件の捜査、⑤租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査、⑥会計検査院の検査が行われるとき、⑦公益上の必要があるときは、特定個人情報を提供することができる。⑦の公益上の必要があるときは、番号法施行令第26条で定められており、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）の規定による犯則事件の調査（番号法施行令別表第2号）、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）の規定による犯則事件の調査（同表第4</p>

改正案	現行
<p>号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p>l・m (略)</p> <p>C (略)</p> <p>第4-3-(3) (略)</p> <p>第4-3-(4) 収集・保管制限</p>	<p>号)、租税調査(同表第8号)、個人情報保護法の規定による報告徴収(同表第19号)、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)の規定による届出(同表第23号)等がある。</p> <p>l・m (略)</p> <p>C (略)</p> <p>第4-3-(3) (略)</p> <p>第4-3-(4) 収集・保管制限</p>
<p>(関係条文) (略)</p>	<p>(関係条文) (略)</p>
<p>● (略)</p> <p>A 収集制限</p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p>	<p>● (略)</p> <p>A 収集制限</p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を操作して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p>

改正案	現行
<p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p><u>* 番号法第10条において、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ずに当該個人番号利用事務等の再委託を行うことは認められない点が明示されており、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は、同法第19条各号のいずれにも該当しない。</u></p> <p><u>このため、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ていることを確認せずに当該個人番号利用事務等の再委託を受け、結果として、最初に個人番号利用事務等の委託をした者である行政機関等又は地方公共団体等の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある。</u></p> <p><u>ただし、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが委託契約書等において明らかでないなど、当該再委託が「個人番号利用事務等の再委託」に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合は、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない。</u></p> <p>B (略)</p> <p>第4-3-(5) (略)</p>	<p>* (略)</p> <p>* (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>B (略)</p> <p>第4-3-(5) (略)</p>

改正案	現行
<p>第4-4～第4-6 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等・地方公共団体等編)</p> <p>(略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>	<p>第4-4～第4-6 (略)</p> <p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置 (行政機関等・地方公共団体等編)</p> <p>(略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>